

## 平成22年度市場化テスト3調査の評価について

- 1 農林水産省所管の「牛乳乳製品統計調査」、「生鮮食料品価格・販売動向調査」及び「木材流通統計調査のうち木材価格統計調査」の3調査について、平成25年度以降の事業の実施に当たって、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく評価を基に実施することが必要である。
- 2 事業終了前に、平成23年調査及び平成24年調査（牛乳乳製品統計調査にあつては11月調査、生鮮食料品価格・販売動向調査にあつては9月調査までの分）の実施状況を基に、官民競争入札等監理委員会において評価を確定する。
- 3 評価（案）を作成するに当たり、内閣府から、事業の実施状況の報告を求められており、第2期実施要項において、「農林水産省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣に提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。」と規定されている。
- 4 また、次期の計画内容について、「公共サービス改革基本方針」（平成24年7月20日閣議決定）において決定されていることから、計画策定は行わない。

（参考）「公共サービス改革基本方針」（平成24年7月20日閣議決定）

## 【入札等の実施予定時期】

平成25年7月を目途に入札公告し、平成25年11月から落札者による事業を実施

## 【契約期間】

牛乳乳製品統計調査

平成25年11月から平成29年1月までの3年3か月間

生鮮食料品価格・販売動向調査

平成25年11月から平成29年2月までの3年4か月間

木材流通統計調査のうち木材価格統計調査

平成25年11月から平成29年1月までの3年3か月間

- 5 なお、評価関係のスケジュールについては、次のとおり。

3月上旬	入札監理小委員会	農林水産省が作成した事業の実施状況を基に、内閣府が作成した評価（案）の審議
------	----------	---------------------------------------

3月中・下旬	官民入札等監理委員会	評価（案）審議議了 評価の確定（内閣総理大臣）
--------	------------	----------------------------